

官報

平成二十六年四月四日

○第一百八十六回 衆議院会議録 第十四号

平成二十六年四月四日(金曜日)

議事日程 第八号

平成二十六年四月四日

午後一時開議

第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案(内閣提出)

第三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会、内閣提出)

第五 平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会、内閣提出)

第六 電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外四名提出)

第七 通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出)

第八 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

平成二十六年四月四日 衆議院会議録第十四号

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

通・都市開発事業支援機構法案

○議長(伊吹文明君) 午後一時二分開議
これより会議を開きます。

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。環境委員長伊藤信太郎君。

日程第二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案(内閣提出)
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(内閣提出)
〔本号末尾に掲載〕

○伊藤信太郎君登壇

たゞいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

本案は去る三月二十八日本委員会に付託され、同日石原環境大臣から提案理由の説明を聴取し、今月一日、質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案(内閣提出)
○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

日程第三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(内閣提出)
〔本号末尾に掲載〕

○梶山弘志君登壇

たゞいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、海外において交通事業または都市開発事業を行う者等に対して支援を行なう株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を設立しようとするもので、その主な内容は、

第一に、機構は、設立に際して国土交通大臣の認可を受けなければならぬこととするとともに、政府は、常時、機構の発行済み株式の総数の二分の一以上の株式を保有していなければならぬこと、

第二に、機構は、国土交通大臣の認可を受け、対象事業者に対する出資及び資金の貸し付けのほか、当該事業者等に対する専門家の派遣等の業務を営むこと、

第三に、国土交通大臣は、機構が支援の対象と

放・都市開発事業支援機構法案

一

金徴収期間の年限が、道路行政の改革が不十分なまま、なし崩し的にまた政府によって延長されようとしていることに、強く遺憾の意を表します。

やはり必要なのは路線ごとの採算性を重視せずに甘い見通しで高速道路が建設される原因となつたブール制、また、やがんだ償還主義の見直し、そして、高速道路整備計画の見直しではないでしょうか。

今からさかのぼること十数年前、二〇〇一年から二〇〇四年にかけて、当時の小泉内閣における主要課題の一つが、道路関係四公団の民営化でした。

民でできることは民に、小泉総理は、計画中の道路の一時凍結、そして国費投入なしの三十年以内の償還を訴え、道路関係四公団民営化推進委員会の人事では、作家の猪瀬直樹氏を任命するなど、反発は覚悟の上、捨て身の覚悟で人選したと、ボルテージを上げ、大胆な民営化を推進しようと試みたのです。

それを受けた民営化推進委員会は、二〇〇二年十二月に意見書を取りまとめ、その中で、道路公団が莫大な借金を抱えた原因を、見通しの甘い償還主義、もうかる道路の料金で高速道路をつくり続ける全国ブール制、公団の経営自主性を奪い、政治的意向が働いた国土交通大臣の施行命令、非科学的かつ無責任で透明性に乏しい過程で作成された需要予測、コスト削減のインセンティブが全く働かない身内の高コスト体質にあると分析しました。

そして、今後については、四十兆円の債務返済は国民負担を最小化、新たにつくられる組織の自己責任原則を貫徹するために、政治介入を排除し、株主に対しても責任を負う体制を構築し、競争原理を導入という、明快な方針をまとめたのです。

しかし、ここから、政府内、自民党内からの強力な巻き返しが始まりました。

公団支社幹部による財務諸表の内部告発をめぐる混乱、そして藤井道路公団総裁の解任という中で、二〇〇三年十二月には、当初の民営化、経営の自主性を大きく後退させた政府・与党合意が決定されることとなつたのです。

意見書から大きく後退した政府・与党合意は、放漫經營の温床となる償還主義、ブール制を維持し、そして無責任な需要予測を容認するというものになつてしましました。

その結果、この政府・与党合意に失望した推進委員会の当時の田中一昭委員長代理が、意見書の骨格を覆すものと考えざるを得ないとして辞任し、他の複数の委員も辞任、欠席通告をするという異例な事態となり、委員会は、事実上崩壊、そして機能停止に陥つたのであります。

その後の民営化法は、まさに、その後退した政

府・与党合意をベースにした、看板倒れの法案だつたわけであります。

我が党はもちろんのこと、自民党にも無駄撲滅PTなどがございます。税金の使途に目を光せさせている議場の同僚議員の皆様ならば、あの民営化は抜本的な道路行政の改革にはつながらなかつたと認識をされているのではないでしようか。

さて、具体的な質問に入ります。

まずは、新規路線の建設についてです。

現在のスキームでは、高速道路会社が債権、借入金にて新たな道路の建設を行うこととなつていていますが、今後の少子高齢化や人口動態などを踏まました。

政府は、未事業化区間の高規格幹線道路千二百

キロについて、全線着工を目指すのか、見直しを行ふのか、お答えください。

また、民主党政権時には、高速自動車国道法を改正し、国幹会議の廃止、そして事業評価結果の公表を国に義務づけるなどいたしましたが、今後の新規建設に際しての費用対効果の基準を具体的にどのように考えているのか、お答えください。

また、計画交通量や料金収入の見通しがされた場合、組織における責任を明確化し、担当者の人事や処遇に反映させるべきと考えます。そうした体制が十分と言えるか、お答えください。

次は、償還時期についてであります。

政府は、これまで、再三にわたり、新たに発足した独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が民営化から四十五年以内に債務を完済すると答弁してきました。すなわち、債務完済をもつて料金徴収期間も終了し、高速道路は無料になると國民に約束をしてきたのです。

この約束は守れないということでしょうか。御

答弁をお願いします。

また、日常的な更新や修繕は当然のことですが、笛子トンネルの事故や大震災がなくとも、当然、大規模更新や修繕については、前回の民営化時点であらかじめ推計をし、償還計画を策定すべきだつたと考えますが、なぜ、今回の大規模更新・修繕については前回の計画に含めなかつたのか、その理由をお答えください。

当時の道路局長は、「大規模な補修計画みたいなものもあるからじめ十分相談してつくつていただき必要があるだろう。そうしたことを機構への中期目標に私どもとしてもしっかりと指示をさせていただいて、そして、そうしたこと踏まえた協定を結んでいたいただく。そして、結果、トータルのコストが最も安く、なおかつ効率的にしつかりしこととなります。

た資産の管理ができる、こんな状態に努力すべき

だらう、私どももそう思つてゐるところでござります。」このように答弁をされてゐます。

機構の中期目標には、大規模改修は書かれています。そこで藤井道路公団総裁の解任という中ので、二〇〇三年十二月には、当初の民営化、経営の自主性を大きく後退させた政府・与党合意が決定されました。それが、平成七年に四年となり、平成十一年には四十五年、逃げだつたのではありませんか。御答弁願います。

昭和四十七年にブール制が導入されたとき、債務返済期間は三十年であります。それが、平成七年に四十年となり、平成十一年には四十五年、逃げ水のように無料公開は先送りをされ、とうとう無駄な道路建設に国民の批判もきわまつた平成十三年に、五十年を上限に短縮を目指すとされ、平成十七年の民営化の際に、四十五年と定められたのあります。

今回は、その四十五年をさらに十五年延長する改正です。これは大きな問題であります。

前回の民営化議論の際、石原国土交通大臣は、いわゆるブール制のもとに償還期間がどんどんどんどん先送りされていくということには歯どめをつけまして、先送りはもう認めないと答弁をしておりました。

太田大臣、当時の国交大臣の答弁、先送りはもう認めないという答弁について、これを政府としては撤回されたということでしょうか。明快に御答弁をお願いします。

國民に希望を抱かせながら料金徴収を延長し続ける姿勢を、仕方ないで済ませることはできません。

政府は、昨年六月二十五日の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申において、民営化時点では見込まれていなかつた構造物の更新や大規模な修繕を計画的に進めることができると述べておりますが、そもそも

も、インフラの大規模修繕・改修は、当初から想定されるべきものであります。前回の民営化時にそれを見込まずに債務計算を行つたこと、そして今回、徴収期間をまた延長することにつき、この本会議場で国民へ説明と誠実な謝罪を行う必要があると考えますが、そのつもりはあるでしようか。お答えください。

さて、この国土幹線道路部会の中間答申では、将来の維持管理負担のあり方について、更新については、課題を先送りせず、利用者に適切な負担を求めることが、更新のために料金徴収を継続することについて将来世代の理解が得られるのではないかと考えていると書かれております。

政府は、更新のために、名目は変えておりましたが、本当は、今後も料金を徴収し続ける方針なのではないでしょうか。ならば、今回の道路の更新・修繕計画には費用がかかるわけです、そしてその後も修繕には費用がかかり続けるわけですから、堂々と、高速道路についての道路無料公開の原則を撤回するべきではないでしょうか。それとも、建前だけの道路無料公開の原則を今後も続けるのでしょうか。お答えください。

このほど発表された大規模改修・修繕構想は、例えば首都高で六千三百億円。しかし、東京オリンピックの開会までには、この工事は完了しません。さらに、アベノミクスにより資材と人材が大幅に不足している中、各社の更新計画については、完了時期が明確ではありません。

高速道路は、大変魅力的なものではあります。高規格で大がかりな工事は、それだけで地元への経済波及効果もあるでしょう。地元議員にとつては、政治的功績にもなるでしょう。そして、住民

生活へのプラスの面のみを考えても、利便性、医療、災害などの緊急時対応などがあることも事実であると思います。

しかし、四十兆円という巨額の債務を抱えた道路公団の失敗がなぜ起きたのか、効果に見合わない過剰投資はなぜ行われたのか、料金徴収期間が繰り返し延長されたのはなぜなのか、過去の国会がこのことをとめられなかつたことを、今の国会に議席を持つ私たち議員こそ、真摯に受けとめ、過去を検証し、再度の失敗を防ぐ責任があります。そして、償還主義とフール制を見直す必要があります。

今回の法改正は、結局は、更新の名のもとに、料金徴収が今後も永続することを端的に示したと言えます。その中で、私たちは、政府は新規建設と更新、修繕における道路財政モラルをいかにして保つかを、注視しております。

私たち民主党は、費用対効果の低い新規事業あるいは更新事業によって国民に大きなツケが回ることが繰り返されることがないよう、この法案について充実した委員会審議を求めてまいります。

お誓いし、質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇〕

○国務大臣(太田昭宏君) 泉健太議員の御質問に

お尋ねがありました。

まず、高規格幹線道路の未事業化区間についてお尋ねがありました。

高規格幹線道路は、地域の活性化や物流の効率化等に役立つとともに、リダンナンシーの確保など、災害面での弱点の克服にも必要なものと認識しています。

未事業化区間については、地方自治体の意見を聞き、第三者委員会の意見を踏まえた厳格な評価を行いながら、必要な道路整備を重点的に進めて

まいります。

次に、費用対効果分析の基準についてお尋ねがありました。

重点的な道路整備を進める観点から、透明なプロセスのもとで厳格な事業評価を実施することは必要です。

具体的には、費用対効果分析等事業評価の基準を定めた実施要領を平成二十二年に改定したところであります。これに基づき、都道府県等への意見収集や第三者による事前審査を実施するなど、厳格な評価を行つてまいります。

次に、債務償還の責任体制についてお尋ねがありました。

交通需要や料金収入を推計する際には、正確なデータや、学術的にも信頼できる推計手法を用いて、的確に行なう必要であると考えております。

今後とも、有識者の御意見を踏まえながら、最新の知見に基づいて、推計手法を改善するなど、債務の確実な償還が図られるよう、適切に指導してまいります。

次に、四十五年以内の債務償還についてお尋ねがありました。

現在の償還計画に基づく建設債務については、将来世代に先送りせず、四十五年以内に償還する方針を今後も堅持してまいります。

その上で、本法案では、建設債務の償還満了後、更新に必要な財源を確保するため、十五年間を上限として料金を継続して徴収し、その後無料開放する考えをとつてあります。

次に、民営化時点の大規模更新、大規模修繕の推計についてお尋ねがございました。

道路構造物の老朽化予測には限界があり、民営化においても更新需要の発生は想定していましたが、具体的箇所や対処方法が十分には明らかになつていなかつたところであります。

そうしたことから、平成二十三年に第三者委員会を設置し、各方面からのヒアリングやアンケー

なつていませんでした。

その後、東日本大震災や釜子トンネル天井板落

下事故が起こり、老朽化対策が一層必要であると

いう認識が共有されたところであります。

このような認識のもと、建設後五十年が経過し、老朽化の進展により更新の必要な箇所が明らかになつたことなどから、今般、更新事業に取り組むこととしたところであります。

次に、民営化当時の維持管理、修繕の費用の見込みについてお尋ねがございました。

修繕に加え、ETC施設や遮音壁などの取りかえに必要な費用を毎年約一千億円見込んでいたところであります。

民営化時は、それまで実施していた維持管理、修繕に加え、ETC施設や遮音壁などの取りかえに必要な費用を毎年約一千億円見込んでいたところであります。

これに加えて、建設後五十年が経過し、老朽化の進展により更新の必要な箇所が明らかになつたことなどから、今般、更新事業に取り組むこといたしました。

次に、料金徴収期限についてお尋ねがございました。

次に、料金徴収期限についてお尋ねがございました。

現在の償還計画に基づく建設債務については、将来世代に先送りせず、四十五年以内に償還する方針を今後も堅持してまいります。

本法案は、その後明らかになつた更新需要に対応するためのものであり、高速道路建設の債務を確実に償還するという、民営化の趣旨を踏まえた内容となつております。

次に、更新に関する国民への説明についてお尋ねがございました。

道路構造物の老朽化予測には限界があり、民営化においても更新需要の発生は想定していましたが、具体的箇所や対処方法が十分には明らかになつていなかつたところであります。

そうしたことから、平成二十三年に第三者委員会を設置し、各方面からのヒアリングやアンケー

トを通じてさまざまな意見を聴取しながら御審議をいただき、昨年六月、更新の方について取りまとめ、公表いたしました。

その後、委員会における審議結果を踏まえ、本法案を提出するに至ったところであり、今後とも、国民の皆様に丁寧に説明をし、御理解を得られるよう努力してまいります。

次に、無料開放原則との関係についてお尋ねがございました。

道路は、無料開放が原則であり、我が国では、厳しい財政状況のもと、特別措置として有料道路制度を採用しているところです。

本法案では、建設債務の償還満了後、更新に必要な財源を確保するため、十五年間を上限として料金を継続して徴収し、その後無料開放する考え方をとっています。

次に、更新計画の完了時期についてお尋ねがございました。

高速道路会社から、更新事業にはおおむね十年から十五年程度の期間が必要となる見込みであると聞いております。

更新事業は、現在利用している交通を確保しながら行う難工事であるため、従来の建設事業に比べて、長い工期が必要となります。このため、今後、工期短縮を図ることや、工事中の安全で快適な利用方法について、検討を進めてまいります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、次の質疑者、坂元大輔君。

〔坂元大輔君登壇〕

○坂元大輔君 日本維新の会の坂元大輔です。(拍手)

質問になります前に。

三月三十日に沖ノ鳥島の港湾工事現場にて発生した事故により、工事関係者五名がお亡くなりになりました、四名がけがをされ、二名の方が行方不明となつております。お亡くなりになられた御遺族の方々にお悔やみ申し上げますとともに、心よりお見舞い申し上げます。また、行方不明二名の方の捜索活動に全力をあげていただきますことを、冒頭、お願い申し上げます。

それでは、会派を代表して、ただいま議題となつた道路法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

私にとりまして、初めての、本会議での質問になります。関係各位の御配慮に、心より感謝申し上げます。

全ての道はローマに通ず、これは、目的までの手段や方法は何通りもあるという意味のことわざです。日本経済の好循環のためには、アベノミクス、この道しかないとおっしゃる安倍総理にぜひとも知つていただきたい言葉であります。このことわざは、もともと、西洋文明の礎となつた古代ローマが、道路政策を大変重視し、いかにすばらしい道路網を誇つたかをあらわす言葉から、意味が転化したもので。

私の愛読書である「ローマ人の物語」の中で、著者の塩野七生氏も、未舗装の道が当たり前だった当時、平坦かつ石によって舗装されたローマ街道は、まさに高速公路であり、ローマの大帝国への発展を決定的なものとしたと叙述されています。

まさに高速公路は、国家の成長、発展にとって必要不可欠な、大動脈と呼ぶべきものであります。

歴史の針を現代に戻すと、我が国でも、一九六二年、昭和三十七年十二月に首都高速道路一号線

ワーク整備により、総延長は、もうすぐ一万キロメートルに達しようとしています。物流の主軸として日本経済を支えるだけでなく、国民生活になくてはならない社会資本として、完全に定着しております。

しかし、今、日本の高速道路のあり方は、大きな曲がり角を迎えています。開通からの経過年数が三十年を超える区間があり、自動車国道においては約四割、都市高速道路においては約五割を占め、老朽化が進展し、大规模な改修や修繕が必要となつてきました。

また、高速道路の建設費用には、減価償却の不必要な土地代が相当程度含まれています。これも含めて建設債務として四十五年で完済しようとすれば、料金はどうしても高くなります。実際、同じく有料制のフランスやイタリアなどと比べても、日本の高速道路料金はかなり割高です。

償還主義を見直して、継続的に利用料金を取るようになりますが、その方が利用者にとってもメリットが大きいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

さきの問い合わせに関連して、高速道路の料金政策について伺います。

道路公团民営化以降の高速道路行政、特に料金に関する政策を見ると、根源的な問題に手をつけず、人気取り政策に力点が置かれた高速道路ボーナリズムが横行してきました。麻生内閣の休日上限千円の料金割引、民主党政権の高速道路無料化実験がその代表例ですが、その他さまざまな割引制度も乱発されました。

しかし、巨額の財源を国費から捻出しているにもかかわらず、こうした料金政策が、果たして、利用者、 국민にきちんと理解されてきたでしょうか。極めて複雑でわかりにくい料金制度の結果、車のナビに表示された正規料金と、料金所で表示

しかし、そもそも、この償還主義を抜本的に見直し、償還後の維持管理費についても、受益者負担の考えに基づいて、継続的に利用料金を徴収して充当すべきではないでしょうか。

債務を償還しても、毎年数千億円規模の維持費かかるわけですし、新たに大規模更新が必要な箇所も当然出てくるでしょう。利用者から料金を取らず、そうした費用を全て国民が税金で負担することに、果たして国民の理解が得られるでしょうか。

される割り引き後の料金が余りに違うことに驚いた経験を持つのは、私だけではないと思います。いいかげんに高速道路ポピュリズムから脱して、割引の理念や実施目的を精査し、それぞれの割引制度の効果を確認、評価した上で、できるだけ簡素で安定的な料金を目指すべきだと考えますが、この点について御答弁をお願いします。

続いて、高速道路会社のあり方について伺います。

完全民営化したJRと違い、高速道路会社六社は、今も、国や地方自治体が一〇〇%出資する特殊会社、つまり公有企業であり、料金体系や社長人事も国土交通省が握っていて、会社としての自主性を發揮できない仕組みとなっています。

民営化によって、サービスエリア事業関係では、新たなサービスを提供して利用者から好評を得ていますが、本業の高速道路運営でも、料金設定も含めて、多様なサービスを提供できるようにすべきではないでしょうか。

我が党の橋下徹共同代表が市長を務める大阪市では、現在、市営地下鉄の民営化に向けて、職員給与の見直しなどさまざまな改革を行い、四月一日から、初乗り運賃を二十円値下げしました。消費税増税の中、値下げは助かるといった利用者の声をいただいています。

やはり、高速道路会社も、自主的に弾力的な料金設定ができるこそ、真に民営化したと言えるのではないでしょうか。この点について、御答弁をお願いします。

次に、市町村の管理する道路の老朽化対策支援について質問します。

今回の法改正案により、首都高速道路等の大規模更新、大規模修繕が可能となれば、高速道路に關しての老朽化対策には一定のめどが立つわけであります、老朽化問題で最も深刻なのは、地方

自治体、とりわけ、小さな規模の市町村が管理する道路であります。

我が国の道路延長約百二十万キロメートルのうち約八四%、約百二万キロメートル、道路橋約七十萬橋のうち約七五%、約五十二万橋を市町村が管理しており、高度成長期に集中的に整備された橋梁が急速に老朽化し、通行止め等が増加しています。

そこで、お伺いいたします。

地方公共団体、特に、小さな規模の市町村では、財政力不足、専門職員不足などを理由に橋梁の老朽化対策が進んでいませんが、国として、どのように支援していく考え方でどうか。御答弁をお願いします。

続いて、メンテナンス技術の向上促進についての取り組みについて伺います。

國、地方自治体とともに、非常に厳しい財政状況において、予算の制約がある中で、道路の維持管理・更新費用の低減を図るため、革新的な技術の開発が求められています。國として、メンテナンス技術の革新をどう促していくおつもりでしょうか。

具体的には、検査や補修は、小規模事業として地元の中小企業に優先的に発注され、また、検査結果に応じて個別的、応急的補修がなされる場合が多く、技術力の高い大手企業が新規建設に集中している現状を改善すべきではないでしょうか。

もちろん、案件に応じて地元中小企業への配慮を行いつつ、性能発注、多種事業の一括発注、広域の施設を対象とする大規模発注、コンセッション方式など、技術力の向上をもたらす発注制度に取り組むべきであると考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

最後に、道路行政において喫緊の課題を一つ指摘させていただきます。それは、通学路における

安全確保です。

平成二十四年四月に、京都府亀岡市、千葉県館山市、愛知県岡崎市で、登校中の児童の列に車が

突つ込むという事故が相次いで発生し、この問題が注目を集めました。私の地元である広島県福山市でも、つい先月、下校中の小学生四人の集団に信号無視をしたトラックが突っ込んで横転し、一人が意識不明の重体で、二人が重軽傷を負うとい

う、痛ましい事故がありました。

こうした悲惨な事故を極力起こさないようにするため、通学路の安全確保に関しては国としてどのような対策を行っているのか、具体的に御答弁をお願いします。

冒頭に御紹介した「ローマ人の物語」の中に、ローマ人は、インフラを、人間が人間らしい生活を送るために必要な大事業だと考えていましたといふ記述があります。

主要インフラの一つである道路において、我が国では、新規建設から維持管理、更新へという新しい局面を迎えていることは間違ひありません。

その新しい局面に対応した道路行政のあり方について、今後も積極的に提言していくことをお誓い申し上げまして、私の代表質問を終わりります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣太田昭宏君登壇〕

○國務大臣(太田昭宏君) 坂元大輔議員の御質問にお答えします。

まず、首都高速の大規模改修の工程についてお尋ねがありました。

首都高速の更新事業に取り組むに当たり、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック開催時にどのような形で首都高速を御利用いただくかといふことも重要であると認識しています。

現実には、都市内の限られた空間において、現

在利用している交通を確保しながら行う難工事でございました。

あるため、通常の工法や手続等により開催に間に合わせるることは厳しい状況ではあります。

今後、工期短縮を図ることや、オリンピック・パラリンピック開催中の安全、快適な利用方法について、東京都等とも連携しながら検討を進め、二〇二〇年の開催に支障がないよう、最大限の努力をしてまいります。

次に、継続的な高速道路料金の徴収についてお尋ねがございました。

道路は、無料開放が原則であり、我が国では、厳しい財政状況のもと、特別措置として有料道路制度を採用しているところです。

このため、本法案においても、建設債務及び更新債務の償還満了後、無料開放する考え方になります。

次に、継続的な高速道路料金の徴収についてお尋ねがございました。

道路は、無料開放が原則であり、我が国では、

。

道路関係四公団の民営化は、高速道路会社が民間ノウハウの発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアやパーキングエリアの運営など、できる限り自由な事業展開を可能にしたものであります。

具体的には、国の一方的な命令の枠組みを廃止して、会社の自主性を最大限尊重するため、申請方式を採用しております。

民営化から八年が経過し、債務については順調に償還をするとともに、サービスエリアやパークイングエリアのサービスも向上し、今月からは利用重視の料金がスタートするなど、民営化の成果は着実にあらわれていると考えております。

次に、市町村の橋梁の老朽化対策に対する国の支援についてお尋ねがございました。

橋梁等の老朽化においては、約五十万橋を管理する市町村の役割と責任は極めて大きいと考えております、本格的に取り組んでいく必要があります。このため、橋梁等は、五年に一度、近接目視で点検するなど、市町村を含む道路管理者の義務を明確にいたしました。

一方、市町村は、予算や体制、技術等の面で厳しい状況にあるため、国の技術者による支援や点検業務の地域一括発注など、支援策の検討を進めています。

次に、道路の維持管理・更新費用の低減を図るために、メンテナンスサイクルを持続的に回していくためには、民間の技術力を引き出す仕組みづくりが重要と考えています。

このため、舗装の性能規定発注、維持管理の複数契約、複数工種の一括発注など、発注制度に取り組んでいるところです。また、レーザーを活用したコンクリートのひび

割れを判別する技術や、センサーを用いたモニタリング技術などについて、公募し、試行するなど、民間の技術開発を促してまいります。

引き続き、民間の技術力やノウハウを最大限活用し、維持管理の効率化に努めてまいります。

次に、通学路の安全確保の取り組みについてお尋ねがございました。

通学路の安全確保は、子供たちが学校へ安心して行けるようにするため、優先的に取り組む事項と考えています。

特に、平成二十四年の、児童等が巻き込まれる痛ましい事故を受け、道路管理者、学校、警察等による緊急合点検を行い、必要な対策を進めているところです。

この中で、道路管理者は、昨年度末で、歩道整備など、おおむね八割の対策を完了しました。引き続き、自治体や地域住民と連携して、通学路の安全確保を進めてまいります。

以上です。（拍手）

○議長（伊吹文明君） それでは、佐藤英道君。

〔佐藤英道君登壇〕

○佐藤英道君 公明党の佐藤英道です。（拍手）

質問に先立ちまして、去る三月三十日に発生しました沖ノ鳥島における港湾建設工事の重大事故

によつてお亡くなりになられました五名の方々に対し、深く哀悼の意を表します。また、御遺族の皆様並びにおけがに遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、残る行方不明のお二人が一日も早く御無事に発見されますよう、お祈りを申し上げます。

さて、私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

まず、

本法律案は、平成十七年の道路公団の民営化以来長年の課題となってきた、高速道路の安全性を長期にわたって確保するために必要である大規模修繕、大規模更新等について、その財源の手当て並びに具体的な道筋について定めるとともに、これまで十分な余地がないという要件に該当する場合にのみ認められてきた高速道路高架下等の占用基準を大幅に緩和することや、立体道路制度の既存適用を図ることにより、防災、減災及び地域の活性化に資するスキームを確立するものであります。

また、平成十六年の社会実験事業以来、流通の効率化と地域活性化に大きな効果を発揮してきたスマートインターチェンジの整備に係る所要の措置を講じることを定めるものであり、本法律案は、高速道路の安全性と利便性を向上し、現今の社会情勢と国民のニーズに応え、さらには、その機能においてさらなる充実強化を可能とするものであるという点において、私は、高く評価すべきものであると思います。

そこで、初めに、本法律案の所管大臣であられる太田国土交通大臣に対し、道路行政全般に係る大臣の御決意をお伺いさせていただきたいと思います。

一昨年、大臣の就任会見は、防災・減災二ユーディールというキーワードから始められました。

まさに、首都直下、南海トラフ連動型等の巨大地震の発生が懸念されている現今の状況に対し、

防災、減災のためのインフラの重要性と、長寿命化による中長期的なコスト削減の取り組みを正

当に評価するならば、「一部ながら今まで見られる、ばらまき、無駄遣いなどとの心ない批判

がいかに的外なものであるか、申し上げるまで

もありません。

しかし、一方で、私の地元北海道においても同様であります、命の道である地方の道路は、い

まだにミッショングリンクという言葉であらわされ

るところ、多くの箇所が途中で寸断されていると

いうのが現実であります。

さらに、観光立国日本の実現という観点でも、

二〇二〇年に開催決定した東京オリンピック・パ

官報(号外)

ラリンピックの大成功と、訪日観光客二千万人の達成のためには、首都圏だけではなく、全国の地方都市の魅力ある発展が不可欠であり、そうした地方をつなぐ高速道路や国道、その発展を支える地方の道路網の強化が期待されるところであります。

以上を踏まえ、国民の命を守り、我が国発展の根幹をなす、高速道路を初めとする道路及び道路網の維持管理並びに整備促進について、大臣の御決意を伺います。

次に、我が国の道路のうち、そのメンテナンスに課題を抱える市町村道の問題についてお伺いをしてまいります。

大臣は、本年初頭、防災、減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化を公共事業のマーケットリームに置き、さらに本格的に進めていきたいと、御決意を述べられました。

本年は、前回の東京オリンピック開催からちょうど五十年の節目に当たり、当時建設された首都高速道路を初めとする全国のインフラについても、大規模な更新、修繕が不可欠となつてまいりました。

そうした中、このたびの法改正により、まずは、我が国の大動脈たる高速道路網において平成七十七年までの安全性が確実に担保されるということは、大きな前進と評価すべきものであります。

また、現在、大臣の指揮のもと、直轄国道や都道府県道の修繕、長寿命化が着々と進みつつありますが、全国五十万もの橋梁を擁する市町村道の整備については、財政面に加え、特に技術者の圧倒的な不足という人的資源の問題に起因する対応のおくれが生じかねない状況について早急な対処が求められるところであります。が、今後どのように

な取り組みをされていくのか、大臣の御見解を伺います。

次に、高速道路の維持更新の負担軽減と、地域活性化のための新たなスキームについてお伺いいたします。

本法律案は、立体道路制度の既存高速道路への適用拡大を定めることとなつております。既存の高速道路について、改めて道路区域を立体的に定めることにより、新たに高速道路の上空に道路区域外と定められる区域が発生いたしました。

この高速道路上空の空間について、維持更新財源の確保と、地域活性化に資するという観点から、空中権を含めた積極的な有効活用が図られるべきと考えます。大臣の見解を伺います。

最後に、スマートインターチェンジの整備について伺います。

スマートインターチェンジは、現在までに、供用箇所は七十、事業中箇所が五十となり、地域の利便性の向上や活性化並びに流通の効率化を促進してまいりました。

ますます高まるニーズに十分に応えるために、新たな補助金制度の創設が必要不可欠であると理解しておりますが、今後、この整備をどのように進めていかれようとしているおつもりか、大臣の御見解をお伺いして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔國務大臣太田昭宏君登壇〕

まず、道路の重要性に対する認識と、維持管理並びに整備促進の決意についてお尋ねがございました。

道路ネットワークについては、地域の活性化や

物流の効率化等に役立つとともに、リダンダーシーの確保など、災害面での弱点の克服にも必要なものと認識しています。

特に、東日本大震災では、住民の避難場所や救援活動など、災害時に道路の果たす役割が再認識されました。

また、地方公共団体が管理するものを含めて、高度成長期に建設された橋やトンネルの維持管理が重要になっています。

国土交通省としましては、道路ネットワークの強化とともに、本格的なメンテナンスに万全を期してまいります。

次に、市町村道のメンテナンスに関する今後の取り組みについてお尋ねがございました。

橋梁等の老朽化対策においては、約五十万橋を管理する市町村の役割と責任は大きいと考えております。

一方、市町村は、予算、体制、技術面で厳しい状況にあるため、国等の支援策により、持続的なメンテナンスの仕組みを構築したいと考えています。

このため、橋梁等は、五年に一度、近接目視で点検するなど、市町村を含む道路管理者の義務を明確化いたしました。

一方、市町村は、予算、体制、技術面で厳しい状況にあるため、国等の支援策により、持続的なメンテナンスの仕組みを構築したいと考えています。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

●●●

出席國務大臣

總務大臣 新藤義孝君
法務大臣 谷垣禎一君
外務大臣 岸田文雄君
國土交通大臣 太田昭宏君
環境大臣 石原伸晃君

出席副大臣

國土交通副大臣 高木毅君

新負担の軽減や、地域活性化に向けた検討について、着実に進めてまいります。

次に、スマートインターチェンジの整備についてお尋ねがございました。

スマートインターチェンジは、既存の高速道路の有効活用や地域活性化を図る上で重要な施策であると認識しています。

具体的には、これまでの整備により、周辺の交通渋滞の緩和に大きく寄与するとともに、周辺への工場や商業施設の誘致による雇用創出などの効果が見られています。

今後は、財源がなくなる利便増進事業にかかるものとして、この法案において、道路予算による補助制度を創設し、地域の実情に合わせた整備を柔軟に進めてまいります。

以上です。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもって、予定されておりました質疑は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

●●●

出席國務大臣

總務大臣 新藤義孝君
法務大臣 谷垣禎一君
外務大臣 岸田文雄君
國土交通大臣 太田昭宏君
環境大臣 石原伸晃君

出席副大臣

國土交通副大臣 高木毅君

○議長の報告
(議席変更)

一、昨三日 衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三一　あべ 俊子君

三二　越智 隆雄君

三三　越智 隆雄君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

辞任

補欠

議院運営委員
内閣委員

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

補欠

高橋ひなこ君

八木哲也君

上野ひろし君

穴見陽一君

藤原崇君

河野太郎君

渡海紀三朗君

岸本周平君

玄葉光一郎君

勝沼栄明君

村上政俊君

牧島かれん君

石原宏高君

玄葉光一郎君

大野敬太郎君

河野正美君

岸本周平君

青柳陽一郎君

小池政就君

牧島かれん君

嘉徳君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

あべ俊子君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

田所嘉徳君

青柳陽一郎君

大野敬太郎君

河野太郎君

渡海紀三朗君

藤井比早之君

岸本周平君

玄葉光一郎君

河野正美君

河野正美君

官 報 (号 外)

幹事長・総裁特別補佐は、河野談話に關し、検証作業を行つた結果、事實と異なる部分が明らかになれば、新たな談話を出すこともある旨の発言をしていると承知するが、安倍總理として右発言を把握しているか。

八 七の萩生田氏の発言は、安倍内閣としての公式見解か。

九 安倍總理として、今回は河野談話を見直すことではないが、検証作業を続けることにより、將来的な見直し、そして新たな談話の発表につなげるという意図を有しているのか。

右質問する。

内閣衆質一八六第六号
平成二十六年四月一日

衆議院議長 内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書

一から九までについて
平成二十六年二月二十日の衆議院予算委員会における石原信雄元内閣官房副長官の答弁を受け、政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。

また、御指摘の萩生田光一衆議院議員の発言については承知しているが、政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰

・安婦」問題への認識に關する質問に対する答弁書(平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一〇号)の2についてでお答えしたものと同じであり、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を見直すことや当該内閣官房長官談話に關して新たな談話を発表することは考えていない。

平成二十六年三月二十四日提出
質問 第八七号

公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れていた件に対する財務大臣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

内閣衆質一八六第八七号
平成二十六年四月一日

衆議院議長 内閣總理大臣 安倍 晋三

二〇一〇年一月十九日、日本航空は東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し、同日、企業再生支援機構は同社を支援することを正式に決定し、爾来同社に対する公的支援が続けられていると承知する。右に関連し、本年三月十九日の参議院予算委員会において麻生太郎財務大臣は、同社に対する法人税の課税が免れていることに關し、「特定企業をターゲットにして不利益を邁及するような制度の見直しは厳に慎まなければならぬ」としつつも、同社の株価が暴落したことに対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問に

一について
平成二十六年二月二十日の衆議院予算委員会における石原信雄元内閣官房副長官の答弁を受け、政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。
ことが決まってから、同社に対しどれだけの公的資金が投じられてきたのか、また同社への法

人税課税はどれだけの期間免れることができ決められているのか、改めて説明されたい。

二 前文で挙げた「個人的にはふざけた話だと思つていて」とした麻生大臣の発言に対する政府の見解如何。政府としても、同社に対し法人税課税が免れていることはおかしいと考えているか。

三 政府として、前文で挙げた麻生大臣の発言を受け、日本航空の法人税負担のあり方を見直す考えはあるか。

右質問する。

人税課税はどれだけの期間免れることができるかと承知している。
対象事業者の課税関係については、個別・具体的な事柄があるので答弁は差し控えたい。なお、対象事業者の再生に当たって、特別の免税措置が講じられた事実はなく、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定に従つて課税関係が決定される。

二及び三について

本年三月十九日の参議院予算委員会において麻生財務大臣は、国民負担が発生している分については税制で取り戻すべき旨の質問について、新たな税制を設けることについては、その目的や他の事例への影響等を含めて、慎重な検討が必要である旨の答弁を行つたところである。対象事業者の課税関係については、個別・具体的な事柄であるので答弁は差し控えたいが、政府としては、仮に法人税法の規定に沿つて申告がなされているのであれば、税負担として特段の問題はないものと考えており、現段階において対象事業者の課税関係に着目して同法を見直す考えはない。

なお、対象事業者の再生支援については、航空産業大手二社による実質的な寡占状態の中で、一社のみに対し行つたものであり、また、異例とも言える規模の再生案件であつただけに、様々な議論を生んだものと承知している。政府としては、このような議論の中で指摘された点を参考にしながら、できる限り競争環境を阻害することがないよう今後十分に配慮していくことが重要であると考えている。

このいづれの資金についても回収が完了しているものと承知している。
お尋ねの「公的資金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、株式会社企業再生支援機構(当時)は、株式会社日本航空、株式会社日本航空インター・ナショナル及び株式会社ジャルキャピタル(以下「対象事業者」という)に対して、平成二十二年一月十九日に再生支援を決定した後、八百億円の融資及び三千五百億円の出資を行つたものと承知している。なお、現在、

まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行なう者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業

二 鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理を行う事業(前号に掲げるものを除く。)

この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。

ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交

通省令で定める規模以上であること。

二 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業

(政府の出資)

この法律において「対象事業」とは、海外にお

いて行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいう。

(数)

第三条 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)は、一限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式の全部について議決権行使することができる事項

(株主総会において決議することができる事項

の全部について議決権行使することができる事項

(株式、社債及び借入金の認可等)

第五条 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定する募集株式(第四十五条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十五条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第六条 政府は、常時、機構が発行している株式の全部について議決権行使することができる事項

(株主総会において決議することができる事項

の全部について議決権行使することができる事項

(株式、社債及び借入金の認可等)

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外交

通・都市開発事業支援機構という文字を用いなければならない。

(商号)

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

第二章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、

発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を国土交通大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十条 国土交通大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

第十二条 機構の定款による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められる

二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

四 会社法第三十八条第一項に規定する設立時監査役の選任及び解任

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

七 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

八 第二十九条第一項ただし書の別段の定め

第十三条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第十四条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十一条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社

海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第 号)第十一条第二項の認可の後

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十条の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

二 第二十七条の株式等又は債権の譲渡その他

の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けたもの

事項の決定

二 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

三 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

二 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

三 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決

定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(議事録)

第二十条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

二 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものを閲覧又は謄写の請求

三 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

四 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めることは、第二項又は前項の許可をすることができる。

五 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項第一号に係る部分に限る。(第八百七十条の二、第八百七十二条の二、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。)

六 取締役は、第一項の議事録について第一項各号に掲げる請求をすることができる。

七 登記

二十二年六月四日 衆議院会議録第十四号

(設置) 機構に、海外交通・都市開発事業委員会以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十七条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

第二節 海外交通・都市開発事業委員会

第十九条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

手続その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十二条 機構の定款の変更の決議は、国土交

通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十三条 機構は、その目的を達成するため、
一 対象事業者(第二十五条第一項の規定により支援する事業者)の業務を営むものとする。
二 対象事業者(第二十五条第一項の規定により支援する事業者)の業務を営むものとする。
三 対象事業者(第二十五条第一項の規定により支援する事業者)の業務を営むものとする。
四 対象事業者(第二十五条第一項の規定により支援する事業者)の業務を営むものとする。
五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入
七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る)の募集又は私募
八 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
九 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
十 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第二十七条において「株式等」という)
の譲渡その他の処分
十一 債権の管理及び譲渡その他の処分
十二 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
十三 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務
十五 前各号に掲げるもののほか、機構の目的に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十二条に規定する基金)をいう)の拠出
三 対象事業者に対する資金の貸付け
四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。(以下この号及び第十号において同じ)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

第二十四条 國土交通大臣は、機構が対象事業の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業支援」という。)の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。
2 國土交通大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び經濟産業大臣に協議しなければならない。

第二十五条 機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。
2 機構は、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、國土交通大臣の認可を受けなければならない。
3 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び經濟産業大臣に協議しなければならない。

(財政上の措置等)

第二十九条 國は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、國土交通大臣及び國の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
3 國土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び經濟産業大臣に協議しなければならない。

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。
(予算の認可)
第六章 財務及び会計
第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その

事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剩余金の配当等の決議)

第三十一条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借り入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

(監督)

第三十四条 機構は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十五条 國土交通大臣は、第五条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る)、第十条第二項、第二十二

条、第二十三条第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十八条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条 國土交通大臣は、機構の事業年度との業務の実績について、評価を行わなければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十七条 機構は、第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九章 雜則

(報告の徵収等)

第三十九条 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与(会計参与が

法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂よりて不正の行為をし、又は相当の行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。

3 第二十二条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたときは、

2 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行なった旨の届出を行わなかつたときは、

2 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたときは、

2 第二十五条第二項又は第二十七条の規定に違反して、決定を行つたときは、

2 第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

2 第四十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの中の職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員又は監査

役は、百万円以下の過料に処する。

1 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受けた者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

2 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

2 第二十二条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたときは、

2 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行なった旨の届出を行わなかつたときは、

2 第二十五条第二項又は第二十七条の規定に違反して、決定を行つたときは、

2 第四十二条 第四十条第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらを認可を受けなかつたときは、

2 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらを認可を受けなかつたときは、

2 第三十四条第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第四十六条 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

2 第四十七条 第二項の規定に違反して、その名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

2 第四十八条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第五十条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十一条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十二条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十三条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十四条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十五条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十六条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十七条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十八条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第五十九条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十一条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十二条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十三条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十四条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十五条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十六条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十七条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第六十八条 第二項の規定による命令に違反したときは、

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外交通・都市開発事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第八十四条の六に次の二項を加える。

8 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免

許税法別表第一第二十四号(「力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外交通・都市開発事業支援機

構法(平成二十六年法律第二十一号)第二十一

条第一項(登記の委員)とする。

(会社法の一一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 会社法の一一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部を次のように改正する。

目次中「第一百四十二条」を「第一百四十二条の二」に改める。

第十章中第百四十二条の次に次の二条を加える。

(株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正)

第一百四十二条の二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

（理由）

我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者のこれらの事業に関する海外市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を設立する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

1 機構は、一を限り設立される株式会社とし、設立に際して国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。また、政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上の株式を保有していかなければならないこと。

2 政府は、必要に応じて機構に出資できる」ととするとともに、機構の債務について保証契約をすることができる。

3 機構に、支援の対象となる事業者及び支援の内容等の決定を行う海外交通・都市開発事業委員会を置くこと。

4 機構は、その目的を達成するため、対象事業(海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれら事業を支援する事業)を行う事業者に対する出資及び資金の貸付け、当該事業者の発行する社債等に係る債務の保証、当該事業者等に対する専門家の派遣及び助言その他の業務を営むこと。

5 國土交通大臣は、機構が支援の対象となる事業者及び支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(支援基準)を定め、公表すること。また、機構は、支援基準に従つて対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、國土交通大臣の認可を受けなければならないこと。

6 機構における取締役及び監査役の選任及び解任、委員の選定及び解職、定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議の効力を生じないこと。

7 国は、対象事業支援等を促進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

(国土交通大臣は、機構を監督し、その業務に関する必要な命令をすること)

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（議案の可決理由）

海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の海外市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を設立しようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

（本案試行に要する経費）

三 平成二十六年度財政投融資特別会計予算(投資勘定)に、五百八十五億円が計上されている。また、平成二十六年度一般会計予算において、機構が同年度に負担する社債に係る債務につき、政府が同年度において保証することができる金額の限度は、額面総額五百十億円及びその利息に相当する金額とされている。

右報告する。

平成二十六年四月二日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が

平成二十六年四月四日 衆議院会議録第十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一〇

海外における交通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完の觀点から、民間のニーズを適切に把握し、我が國事業者の参入促進に資することとなるよう努めるとともに、事業の進捗に応じた適時的確なモニタリングを行い、支援の効果の把握に努め、所期の目的が達成されたと判断したときは、民間に引き渡す等適切に対応すること。また、機構の將來的な在り方について適宜検討を行うこと。

二 機構と他の類似機関との機能分担を明確にし、関係省庁間及び関係機関との間で密接な連携と協力を図ることにより、施策の効果的な実施に努めること。

三 機構が支援する対象事業については、交通・都市開発分野における我が国の知識・技術・経験が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるものとなるよう配慮すること。また、これらの考え方を明らかにした支援基準を早急に定めること。なお、対象事業の範囲については、関係省庁間で協議の上、柔軟に検討し、必要な場合は拡充を行うこと。

四 機構が対象事業の支援を適正に行う上で、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外交通・都市開発事業委員会の役割が極めて重要であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。

五 機構がその機能を十分に発揮するためには、民間の専門的な能力を有する人材が必要となることに鑑み、機構の業務運営を成功させるために必要な人材の確保及び積極的な活用等が図られるよう必要な支援に努めるとともに、人材育成や相手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。

特別措置法の一部を改正する法律案
右

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

第二条第十五号中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加える。

第五条の二第一項中「この条及び第六十三条第四号において」を削り、同項に次の一号を加える。

三 外国法事務弁護士法人(原資格国法又は特別措置法の一部を改正する法律による特別措置法の一部を改正する法律)は、

別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「業務及び監督」を「及び業務」に、

「第四節 外国法事務弁護士の懲戒」

第一款 懲戒の処分(第五十一条—第五十四条)

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び

第五条の三中「第五十八条の二において」を「以下に改める。

第十条第二項中「又は外国法事務弁護士」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人」

に、「又は当該外国法事務弁護士」を「当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務

第二十一条中「は、弁護士」を「及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人」に改める。

第二十二条第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号中「外国法事務弁護士の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加える。

第二十三条第四号中「外国法事務弁護士法人の」を

「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五号中「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加える。

第五十一条第一項中「外国法事務弁護士は」を

「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は」に、「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士法人」に改める。

第五十二条中「懲戒」を「外国法事務弁護士に対する懲戒」に改め、同条に次の二項を加える。

2 外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、次の二種とする。

一 戒告

二 二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止

三 除名

第五十三条第一項及び第二項中「外国法事務弁護士」に改める。

第五十条第一項中「同法」を「同法第二十五条第

六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは、規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、同法に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第六十五条中「第二十六条」の下に「又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十を加える。

第六十六条中「第五十条」の下に「又は第五十条の十三第二項」を加える。

第六章を第八章とする。

第五十八条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改める)。

第六十六条中「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第一項第二号」に改める。

第六十一条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十六条中「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改める。

第六十七条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士法人で

ない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十八条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改める)。

第六十九条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」に改める)。

第六十一条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十二条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」に改める)。

第六十三条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十四条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」に改める)。

第六十五条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十六条の二(ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」に改める)。

第六十七条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を

「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

「護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を」に改め、同条第五項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第六項及び第七項中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第八項中「第一項又は」を「第一項若しくは」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「若しくは外国法事務弁護士法人」を加える。

第五十四条中「弁護士法」を「弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法事務弁護士法人について、同法」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加え、同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

第四章第四節第二款の款名を削る。

第五十五条第二項中「外国法事務弁護士の」を「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

第五十七条第一項中「外国法事務弁護士法人に」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第二項中「外国法事務弁護士」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士法人」に改める。

第四章第四節の節名及び同節第一款の款名を削る。第五十条の次に次の一章並びに章名及び節名を立てる。(設立)
第五章 外国法事務弁護士法人
第五十条の二 外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができる。
第五十条の三 外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならない。
(社員の資格)
第五十条の四 外国法事務弁護士法人の社員は、
一 外国法事務弁護士でなければならない。
2 次に掲げる者は、社員となることができない。
二 第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二 第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者で、その処分を受けた日から三年(外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの
(業務の範囲)
第五十条の五 外国法事務弁護士法人は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務

省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、次に掲げる業務を行なうことには、この限りでない。
一 第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務
二 国内において効力を有し、又は有した法に含まれる条約その他の国際法を除く。の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
三 第五十三条第一項各号に掲げる法律事務を行なうことができる。
(設立の手続)
第五十条の六 外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員になるうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならない。
2 弁護士第三十条の八第二項及び第三項の規定は、第五十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

第五十条の六 外国法事務弁護士法人の社員は、前項に規定するものほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。
2 業務を執行する社員は、前二項に規定するものほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。
3 業務を執行する社員は、前二項に規定するものほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。
4 業務を執行する社員は、前二項の規定により執行することのできる業務であつても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と

共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

(社員の資格の表示)

第五十条の九 外国法事務弁護士法人は、社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を附加させなければならない。

(事務所)

第五十条の十 外国法事務弁護士法人は、その事務所の名称中に当該外国法事務弁護士法人の名称を用いなければならない。

2 第四十五条第二項及び第四項の規定は外国法事務弁護士法人の事務所について、第四十九条の四の規定は外国法事務弁護士法人及びその事務所について、第四十九条の五の規定は外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、第四十五条第二項たゞし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、第四十九条の五中「外国法事務弁護士の事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、第四十五条第二項たゞし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、「弁護士法人又は外国法務弁護士法人の主たる事務所」と、「弁護士法人又は弁護士法人の主たる事務所」であることは「弁護士法人又は弁護士法人又は外国法務弁護士法人にあつては」とあるのは「弁護士法人又は弁護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所」とあるのは「事務所(弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。)」と読み替えるものとする。

(業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第五十条の十一 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。
2 弁護士法第一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七条から第二十九条までの十一まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十六まで、第三十条の十三から第三十条の十九まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十二条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の十八第四号及び第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である外国法事務弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一條」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同法第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と、「第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三十六条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十五条」と、同法第三十条の二十六第六号中「弁護士で」とあるのは「同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と読み替えるものとする。
3 弁護士法第七十二条及び第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士法人には適用しない。
3 第六章 懲戒
第一節 懲戒の処分
2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の業務の範囲を超えて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲に當たるものに取扱いをしてはならない。
2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の業務の範囲を超えて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲に當たるものに取扱いをしてはならない。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する部分に限る。(第六十六条の罰金刑)
3 第六十六条(第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条に係る部分に限る。)第六十六条の罰金刑
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の刑を科する。
2 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。
一 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
2 正当な理由がないのに、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二

十八第六項において準用する会社法第九百五十二条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十三条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百一十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録せぬべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十三条の三十第一項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則
2 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項第七号中「第五条の三に規定する役務の提供」の下に「及び同法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供」を加える。
(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一
部改正)
3 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

1 この法人の社員は、外国法事務弁護士に限りるものとし、その名称中には、外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならないこととする。
2 法人の業務範囲については、自然人である外国法事務弁護士と同様に、外国法に関する法律事務等とすること。
3 法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するものとすること。

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件）
平成二十五年十月二十五日
衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
右
国会に提出する。

2 特定商取引に関する法律の一部改正
3 同法第五十条の五に規定する役務の提供」を加える。
(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一
部改正)
3 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第二項第四十二号中「弁護士法人」の下に「「外国法事務弁護士法人を含む。」」を加え
る。
4 法人は、従たる事務所を設けることができること。
5 法人は、自然人である外国法事務弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、その指導監督を受けるものとすること。
6 その他、法人の設立、社員、業務、社員の加入・脱退、定款の変更、解散、清算等について、現行の弁護士法による弁護士法人と同様の規律とするとともに、所要の規定の整備を行うこと。
7 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件）
平成二十五年五月二日にドバイで、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。
（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件）
平成二十六年四月二日
法務委員長 江崎 鐵磨
衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
右
国会に提出する。

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件）
平成二十六年四月二日
法務委員長 江崎 鐵磨
衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
右
国会に提出する。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

日本国政府及びアラブ首長国連邦政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の当事国であることを考慮し、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千九年四月八日に作成された追加議定書により補足された二千一年十一月十五日に作成された核兵器の不拡散に関する保障措置の適用のためのアラブ首長国連邦と国際原子力機関との間の協定（以下「アラブ首長国連邦に関する保障措置協定」という。）に従い、アラブ首長国連邦において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、「原子力の平和的利用に係る評価及び潜在的開発に関するアラブ首長国連邦の政策」と題する二千八年三月の白書において述べられたアラブ首長国連邦の誓約（国内における濃縮及び再処理に係る能力の開發を放棄するという誓約を含む。）を認識し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、

次とおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並

びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素ウラニウムの劣化ウラン

同位元素ウラニウムの劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

ブルトニウム

ウラン-233

同位元素ウラニウム又はウラン-235の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれら的主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除く」とができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画

官報(号外)

- 書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読み専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮詢サービスを含む。
- (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。
- (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。
- (h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。
- (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
- (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
- (ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
- (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質
- (k) 「公開の情報」とは、いざれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

- 1 この協定の下での協力であつて、両国における原子力の平和的非爆発的利用の促進のためのものは、次の方針により行なうことができる。
- (a) 専門家を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によつて定める条件で、公開の情報（原子力の安全に関するものを含む。）を交換すること。

第三条

- 前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。
- (a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) アラブ首長国連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アラブ首長国連邦内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。アラブ首長国連邦に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

- (c) 供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

- 2 1に規定する協力は、次の分野において行なうことができる。
- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (b) 軽水炉の設計、建設及び運転
- (c) 軽水炉の安全
- (d) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (e) 放射線防護及び環境監視
- (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (g) 軽水炉の設計、建設及び運転

官報(号外)

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

- 1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて両国の間において移転された（直接受けあると第三国を経由してであるとを問わない。）核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

- (a) 日本国においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- (b) アラブ首長国連邦においては、アラブ首長国連邦に関する保障措置協定の適用を受ける。

- 2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取扱いであつて、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに結する。

第六条

- 1 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。
- 2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取扱を行うことができる。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくとも、この協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従つて防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。

- 3 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、一千五百九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従つて適切な措置をとる。

第八条

- この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の國の管轄の外（供給締約国政府の國の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第九条

- この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の國の管轄に入る時から、この協定の適用を受け。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には、当該受領者が受領締約国政府の認められた者であるとの書面による確認を受領締約国政府から得る。
 - 2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
- (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従つて受領締約国政府の國の管轄の外

に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は实际上回収不可能となつたことを決定する場合

第十一條

1 この協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後に、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定及び適用可能な国際法の規則に従い、仲裁裁判所によつてなされる拘束力のある裁定を得るために仲裁裁判に付託される。この場合にお

いては、3から5までの規定によつて修正された部分又は両締約国政府の合意によつて修正された部分を除き、二千十年八月十五日に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を準用する。

3 両締約国政府が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、三人の仲裁裁判官によつて構成するものとし、二人の仲裁裁判官は、そのそれぞれが各締約国政府によつて指名され、指名された一人の仲裁裁判官は、合意によつて、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行わざつてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行わざつてから三十日以内に第

三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の人々とする。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての裁定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。

4 仲裁裁判官に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国政府が均等に負担する。もつとも、仲

裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国政府のうちいづれか一方がより多くの費用を負担すべきことを決定することができるものとする。

5 両締約国政府がこの協定の解釈について共通の見解を表明する場合には、そのような見解は、仲裁裁判所において拘束力を有するものとし、仲裁裁判所によりなされる裁定は、そのような見解に合致するものでなければならない。

第十二条

1 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、この協定の効力発生後のいづれかの時点において、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を4の規定により要求し、並びに第十四条2の規定にかかる九十九日前に書面による通告を与えることによりこの協定を終了させる権利を有する。

(a) 第四条から第九条までのいづれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する重大な違反をする場合

(b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 重大な違反に基づき1に規定する権利行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1に規定する権利行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1に規定する権利を生じさせた原因となつた事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、そのような重大な違反は是正され得るものであると判断する場合には、自國の法令に従い、違反した他方の締約国政府に對し、妥当な期間内にそのような重大な違反を是正する機会を与えるよう努める。

4 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいづれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は關係する者に対して補償を行ふ。

第十三条

この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附屬書は、両締約国政府の書面による

合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十三条の規定は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が第十条の規定に従つてこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

附属書A

A部

1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プロトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作品

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6 ジルコニア管 ジルコニア管はジルコニア合金の管又はこれらの管の集合体であつて、

1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニアとの重量比が一对五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量

- の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

- 9 热交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場

合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第一群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適當な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核 物 質	形 態	第 一 群	第 二 群	第三群(注c)
1 ブルトニウム	未照射(注b)	二キログラム以上	二キログラム以上	二キログラム以下
2 ウラン二三五	未照射(注b)	五キログラム以上	五キログラム未満	五キログラム未満を超え
3 ウラン二三三	未照射(注b)	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満	一〇キログラム未満を超え
4 照射済燃料	二キログラム以上	一一〇キログラム未満	一一〇キログラム未満を超え	一一〇キログラム未満を下え
	二五キログラム未満超え	一一〇キログラム以上	一一〇キログラム未満	一一〇キログラム未満を下え
	五一〇キログラム未満超え	一一〇キログラム以上	一一〇キログラム未満	一一〇キログラム未満を下え

報告書

本件の目的及び要旨

アラブ首長国連邦は原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所を建設する計画を有しており、今後、同國と我が國との間で原子力関連資機材及び技術の移転が生ずることが予想されたことから、平成二十一年三月、両政府間で原子力協定締結に向けた準備協議を実施し、同年六月から九月にかけて協定案文に係る協議を行い、その後、外交ルートを通じて調整を行つた結果、本協定の案文につき最終的な合意をみるに至つたので、平成二十五年五月二日にアラブ首長国連邦ドバイにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。

2 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行い、また、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、いかなる核爆発装置の

ためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

3 この協定に基づいて両国の中において移転された核物質等は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保証措置協定の適用を受けること。

4 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動すること。

5 この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る)に従つて防護の措置をとること。

6 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国(の管轄の外(供給締約国政府の国(の管轄内を除く))に移転され、又は再移転されないと。

7 この協定に基づいて移転された核物質等は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されないこと。

8 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国につ

いて、この協定の一定の規定に対する重大な違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求し、並びにこの協定を終了させること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは資材及び設備とされるものを、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

本協定は、両締約国政府が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の間で長期間にわたつて安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

衆議院議長 伊吹 文明殿
外務委員長 鈴木 俊一

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
平成二十五年十月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とトルコ共和国との間に存在する友好関係に基づき、

日本国及びトルコ共和国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

日本国及びトルコ共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

一千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に關する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

一千九百九十九年七月六日に作成された追加議定書により補足された千九百八十一一年六月三十日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に關連する保障措置の適用のためのトルコ共和国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「トルコ共和国に關する保障措置協定」という。）に従い、トルコ共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

原子力の安全、核セキユリティ及び核不拡散が確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

平和的目的のための原子力の利用及び原子力の安全の保証についての協力の重要性を強調して、

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約

国政府を含まない。

平成二十六年四月二日

衆議院議長 伊吹 文明殿
外務委員長 鈴木 俊一

官 報 (号 外)

- (b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 原料物質とは、次の物質をいう。
- ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
- 同位元素ウラン一二三五の劣化ウラン
- トリウム
- 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
- 他の物質であつて両締約国政府により決定される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
- 両締約国政府により決定されるその他の物質
- (ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
- プルトニウム
- ウラン一二三三
- 同位元素ウラン一二三五又は一二三五の濃縮ウラン
- 前記の物質の一又は二以上を含有する物質
- 両締約国政府により決定されるその他の物質
- 特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。
- (c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。
- (e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいふ。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が特定し、及び決定する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。当該特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読み取り専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、当該特定の情報

は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮詢サービスを含む。

- (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配管計画等の生産前の全ての段階をいう。
- (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。
- (h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。
- (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が共同で決定する設備をいう。
- (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
- (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
- (ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
- (k) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が共同で決定する核物質
- 第二条
- 1 この協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。
- (a) 専門家及び研修生を交換すること。
- (b) 両締約国政府、両締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者によつて決定される条件で、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の決定によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の決定によつて定める条件で、一方の締約

官報(号外)

国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

- 2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。
 - (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

- (a) 原料物質であつて天然に存在するものの探鉱及び探掘
- (b) 原子炉（両締約国政府が合意するものに限る。）の設計、建設、運転及び廃止
- (c) 核燃料の生産及びそのための設備の製作
- (d) 原子力の安全（放射線防護及び環境の監視を含む。）
- (e) 核セキュリティ
- (f) 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理
- (g) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (h) この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発

- (i) 両締約国政府により合意されるその他の分野
- 3 ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備（この3の規定において、「設備」には、この協定の附属書AのC部に掲げるものを含む。）並びにプルトニウムは、第十四条1の規定に従つてこれらを移転することを可能にするような改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。

第三条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行う。

- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第四条

- 1 第一条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。特に、同条1(c)に規定する協力については、それぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、日本国に関する保障措置協定及びトルコ共和国に関する保障措置協定に従つて機関の保障措置が適用

第六条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府間で協議を行うことができる。

されていることを要件とする。

- 2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

- (a) 日本国においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

- (b) トルコ共和国においては、トルコ共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。
 - (a) 機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない例外的な場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるために直ちに共同で機関と協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、2に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第五条

- 1 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動する。
- 2 日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するよう行動する。

- 3 両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質が置かれ、又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。
- 4 両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両締約国政府間で協議を行なうことができる。

約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従つて防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動する。

3 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、その移転が行われる前に、他方の締約国政府と協議を行うことができる。また、一方の締約国政府は、回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するた

め、他方の締約国政府と協議を行うことができる。

4 両締約国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動する。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の国を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。

第九条

1 直接であると第三国を経由してであると問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国を管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合は、当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得

る。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従つて受領締約国政府の国を管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないととなることを両締約国政府が共同で決定する場合

(c) 核物質について、機関が、第四条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際に回収不可能となつたことを決定する場合

第十条

1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。

2 両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、国内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。

3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十二条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びトルコ共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従つて確保する。

官報(号外)

第十二条

1 この協定の解釈又は適用に關して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によつて解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、次の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託される。

(a) 各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる。）、指名された二人の仲裁裁判官は、相互の合意により第三國の國民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を指名する。

(b) 仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。国際司法裁判所長が一方の締約国政府の國の國民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長がいずれか一方の締約国政府の國の國民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官であつて、いずれの一方の締約国政府の國の國民でもなく、かつ、その任命を行うことができるもの）に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。

(c) 第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、(b)に規定する手続と同様の手續が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの國民であつてもならない。

(d) 仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。

(e) 仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十四条

(f) 各締約国政府は、自らが指名した仲裁裁判官に係る費用及び自らが仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁裁判長がその職務を遂行するための費用及び仲裁裁判所の残余の費用は、両締約国政府が均等に負担する。

第十三条

1 日本国政府又はトルコ共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、ト

ルコ共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第三条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b) 第四条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、他の適當な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適當な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

(b) 当該行動を検討することの原因となつた事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4 この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従つて行使される。

5 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。

(a) 1に規定する場合において、適當な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつたとき。

(b) 2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正は、次条1に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。

2 この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附屬書は、両締約国政府の書面によ

る合意により、この協定の改正による「」なく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第十五条

- 1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条2及び3、第五条から第八条まで、第九条2並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。

附属書A

A部

- 1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニア管 ジルコニア管金属若しくはジルコニア合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニアとの重量比が一对五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量

日本国政府のために

岸田文雄

トルコ共和国政府のために

タネル・ユルドウズ

の供給を行う場合に限る。)

- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

- 9 热交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

C部

- 1 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのプルトニウムの転換プラント及び当該プルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

- 2 照射済原子炉燃料要素の再処理プラント及び照射済原子炉燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備

- 3 天然ウラン、劣化ウラン又は特殊核分裂性物質の同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計し、又は製作した設備であつて分析機器以外のもの

- 4 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと締結することを含む。）の下に行うこと。

第二群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域（警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。）内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと締結することを含む。）の下に行うこと。

第一群（付表の定義による。）

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域（第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。）内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第一群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核物質		形態	第一群	第二群	第三群
1 ブルトニウム	未照射(注b)	未照射(注b)	二キログラム以上	二キログラム以上	一五キログラムを下限
2 ウラン二三五	未照射(注b)	未照射(注b)	五キログラム以上	五キログラム以上	一五キログラムを下限
3 ウラン二三八	未照射(注b)	未照射(注b)	一〇キログラム以上	一〇キログラム以上	一五キログラムを下限
4 照射済燃料	二キログラム以上	二キログラム以上	一一五キログラムを下限	一一五キログラムを下限	一〇〇キログラムを下限
	ハセロフ 成績化 セセ分 注シ合 ト有 料リ 未 注 事 核ム e ○製は	二五 キロ グラ ム未 満超 え	一〇 キロ グラ ムを 超 え	一一 キロ グラ ムを 超 え	一五 キロ グラ ムを 超 え
		五 一 〇 五 〇 キ ロ グ ラ ム を 以 下 え	一 〇 キ ロ グ ラ ム を 以 上 え	一一 キ ロ グ ラ ム を 超 え	一 一 キ ロ グ ラ ム を 超 え

注 a 全てのブルトニウム(ブルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるブルトニウムを除く。)

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)以下であるもの。

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件(第二百八十五回国会議案第一三号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

トルコ共和国は原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設する計画を有しており、今後、同国と我が国との間で原子力関連機材及び技術の移転が生ずることが予想されたことから、両政府は、平成二十三年一月に原子力協定の締結に向けた交渉を開始した。その後、同年三月から平成二十四年三月にかけて計三回にわたる交渉を行つた結果、本協定の案文につき最終的な合意を見るに至つたので、日本側は、平成二十五年四月二十六日に東京において、トルコ側は、同年五月三日にアンカラにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とトルコ共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項についての役務の提供及び受領等の方針により行うことができるること。
- 2 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行い、また、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、いかなる核爆発装置の開発のためにも使用してはならないこと。

ためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

3 この協定に基づいて移転された核物質等は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受けること。

4 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動すること。

5 日本国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動し、トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するよう行動すること。

6 この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従つて防護の措置をとること。

7 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国

- 8 この協定に基づいて移転された核物質等は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、除外。(に移転され、又は再移転されないことを。

「第二十七条の十七の見出し中「免許申請期間」を「免許申請期間等」に改め、同条中「第六条第七項」の下に「及び第九項並びに第二十七条の三第三項」を加える。

第二十七条の十九中「第一百二条の二第四項第二号」を「第一百三条の三第一項第二号」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一百三条の二第三十四項」を「第一百三条の二第二十七項」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同条第十二項第二十七条の三第四項」を「第一百三条の二第二十七項」に改める。

第五项の「競争の実施」を加え、「第二十七条の十三第六項」を「第二十七条の二第九項(電波利用料の徴収等)」を、「第一百三条の二第一項(算定基準)並びに同条第三項(金額の定めに係るものに限る。)及び第四項(金額の定めに係るものに限る。)」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第六条第九項 第二十七条の三第三項又は第二十七条の十三第四項の規定による競争に付そうとするとき。
第一百三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

「の二 第六条第九項の規定による競争に参加する者

第一百三条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二十七条の三第三項の規定による競争に参加する者
第一百三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十七条の十三第四項の規定による

競争に参加する者
第一百三条の二第一項中「別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額」を総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額

に電波の経済的価値が適切に反映されるように定められなければならない。

第二百三条の二第三項から第九項までを削り、同条第十項中「に係るすべて」を(第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。以降この条において同じ。)に係る全て」に「満了日の」を「旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)」に、「当該特定免

許等不要局に係る特定周波数終了対策業務を要すると見込まれる費用(第七十一条第一項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。)の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定

周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額」を「総務省令で定める金額に改め、同項を同条第三項とし、同条第十一項中「第十八項に」を「以下この項及び第十一項に」に、「当該無線設備を使用す

る特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業

務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる場合に、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数(当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中に

の機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらものの数を控除した数。第十八項後段において同じ)を乗じて得た金額を「総務省令で定める金額」に改め、同項を同条第四項とし、同項の

見込まれるもの及び輸送中又は保管中に

おけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項を同条第十三項とし、同条第二

五 前二項の総務省令で定める金額は、特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局を開設する者が受ける利益を勘案して定めなければならぬ。

6 第一項の規定は、次に掲げる無線局の免許人には、当該無線局に関しては適用しない。

一 第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局

第一百三十三条の二第二項を削り、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「第三十二項」を「第二十五項」とし、同条第二十四項中「第三十二項」を「第二十五項」に、「第三十四項」を「第十七項」に改め、同

条第十四項中「第二項及び第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十五項中「包括免許人等」を「総務省令で定める者」に改め、同項を同条第十六項を同条第九項とし、同条第十七項中「第十一項」を「第四項」に改め、「付した無線設備の数」の下に「第四項」とし、同条第十八項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第十九項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第十七項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第十八項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第十九項中「第十一項」を「第十四項」とし、同条第二十項を同条第十三項とし、同条第二十一項とし、同条第二十五項を同条第十九項とし、同条第二十七項を同条第二十項とし、同条第二十八項中「第二十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「第二十二項」とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「第二十八項」を「第二十一項」に、「第二十一項」を「第十五項」に改め、同項を同

条第二十四項とし、同条第三十二項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「第二十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十四項中「第二十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十五項を同条第二十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十七項中「第二十四項」を「第十七項」に、「第二十九項」を「第二十二項」に、「第三十三項」を「第二十六項」に、「第三十二項」を「第十五項」に、「第三十四項」を「第二十七項」に、「第三十九項」を「第二十項」に、「第三十八項」を「第二十一項」に、「第三十九項」を「第二十二項」に、「第三十一項」を「第十五項」に、「第三十四項」を「第二十項」とし、同条第三十項とし、同条第三十八項を同条第三十一項とし、同条第三十九項を同条第三十二項とし、同条第四十項を同条第三十三項とし、同条第四十一項中「第三十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十二項中「第十五項」を「第八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条の次に次の一条を加える。

第百三条の二の二 第六条第九項又は第二十七条の三第三項の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

第百三条の三第一項中「金額を」を「金額の一部を」に、「電波利用共益費用」を「次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に改め、同項ただし書を削り、同項に次各号を加える。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探し
二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
四 電波の人体等への影響に関する調査
五 標準電波の発射
六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）
八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線設備が用いる技術の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われる金額の内払とみなすことができる。

2 前項前段に規定する選定された者が第六条第一項又は第二十七条の三第一項の免許の申請をした後当該免許を与えないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。
3 第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従つて最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該認定開設者に係る同条第六項において準用する第六条第十二項の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができることとする。

4 前項前段に規定する競争により選定された者が第二十七条の十三第一項の認定の申請をした後当該認定を受けられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

5 第百三十三条第一項中「金額を」を「金額の一部を」に、「電波利用共益費用」を「次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に改め、同項ただし書を削り、同項に次各号を加える。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探し
二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
四 電波の人体等への影響に関する調査
五 標準電波の発射
六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）
八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線設備が用いる技術の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われる金額の内払とみなすことができる。

9 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
10 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信設備並びに当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備の整備のための補助金の交付
11 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の使用又は人体等への防護に関するリテラ

シ一の向上のための活動に対する必要な援助

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他の前各号に掲げる事務に附帯する事務

第一百三十三条第二項を削り、同条第三項中「前条第四項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百九条の三の次に次の二条を加える。

第一百九条の四 偽計又は威力を用いて、第六条第九項、第二十七条の三第三項又は第二十七条の四、

十三第四項の競争(以下この条及び次条において「周波数競争」という。)の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第一百九条の五 国の職員が、周波数競争に関し、その職務に反し、当該周波数競争に参加する者に談合を喰すこと、当該周波数競争に参加する者に当該周波数競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該周波数競争の公正を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第一百四条中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第百九条の四 二億円以下の罰金刑

第一百六条第二十三号中「第一百三十三条第二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「第一百三十三条第二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十一項」に改める。

三条の三第一項】に改める。

別表第六から別表第八までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(電波監理審議会への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第六条第十二項(新法第二十七条の三第四項及び新法第二十七条の十三第六項において準用する場合を含む。)、新法第一百三十三条の二第一項、同条第三項(金額の定めに係るものに限る。)若しくは同条第四項(金額の定めに係るものに限る。)の規定による総務省令の制定のため又は新法第六条第九項、新法第二十七条の三第三項若しくは新法第二十七条の十三第四項の規定による競争に付するため、電波監理審議会に諮問することができる。

による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正

第六条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第一百三十三条の二第一項」を「第一百三十四条中「第百三十三条の二第一項」を「第百三十三条の二第一項」に、「第十七項から第四十二項まで」を「第十項から第三十五項まで」に改める。

理 由

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

二

二 議案の否決理由

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十六年四月三日

衆議院議長 伊吹 文明殿

総務委員長 高木 陽介

電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設する。

本件が適切に反映される」ととするもので、そ

の主な内容は次のとおりである。

1 総務大臣は、適当と認める場合には、競争により、無線局の免許若しくは包括免許の申請を請又は特定基地局の開設計画の認定の申請を行うことができる者を選定できることとする。

2 免許人等は、電波利用料として、総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額を国に納めなければならないこととする。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

通信・放送委員会設置法案

右の議案を提出する。

平成二十六年四月一日

提出者

原口一博 武正公一

佐藤正夫 柿沢未途
賛成者
安住淳外六十八名

通信・放送委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るために規律に関する事務を行ふことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信(以下「情報の電磁的流通」という。)のための有線又は無線の

施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

三 日本放送協会に関すること。

四 非常事態における重要通信の確保に関すること。

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

七 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

八 電波の利用の促進に関すること。

九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第七条第四項第四号において同じ。)に関する技術上の規格に関すること。

十 所掌事務に關し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合並びに次条第二項及び第三項の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

二条第二十六条に規定する放送事業者、同法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、同法第一百六十条に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いわゆる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

三 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

4 委員長及び委員の任期について、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 委員長及び委員の任期について、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員長及び委員は、再任されることができる。

8 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

9 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

10 委員長及び委員は、再任されることができる。

11 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

12 委員長及び委員は、再任されることができる。

13 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

14 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

15 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

16 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

17 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

18 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

19 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

20 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

<p>一 第七条第四項各号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。</p> <p>(罷免)</p> <p>第十一条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人が既に属してゐる政党に新たに属するに至つた委員長又は委員を直ちに罷免するものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員を罷免することはできなないものとする。</p> <p>(服務等)</p> <p>第十二条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を行ふ、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふ、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。</p>	<p>4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。</p> <p>(委員長)</p> <p>第十二条 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。</p> <p>2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。</p> <p>(会議)</p> <p>第十三条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。</p> <p>3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 委員会が第九条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。</p> <p>5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長を代理する者は、委員長とみなす。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができる。</p> <p>(資料提出の要求等)</p> <p>第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(国会に対する報告)</p>
<p>第十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(事務総局)</p> <p>第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。</p> <p>2 事務総局に事務総長を置く。</p> <p>3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。</p> <p>4 事務総局に官房及び局を置く。</p>	<p>して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(委員長及び委員の任命手続の特例)</p> <p>第七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。</p> <p>(委員の任期の特例)</p> <p>この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。</p> <p>(関係法律の整理)</p> <p>この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。</p>
<p>第十八条 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。</p> <p>2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。</p> <p>4 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本案施行に要する経費としては、平年度約百八十九億円の見込みである。</p>	<p>2 第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。</p> <p>(任命のための必要な行為)</p> <p>第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。</p> <p>2 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。</p> <p>3 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。</p> <p>4 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。</p> <p>5 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。</p>
<p>通信・放送委員会設置法案(原口一博君外 三名提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣</p>	<p>通信・放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。</p> <p>本案施行に要する経費としては、平年度約百八十九億円の見込みである。</p>

閣府の外局として、通信・放送委員会を設置し、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める等の措置等を講じようとするもので、その主要内容は次のとおりである。

- 1 内閣府の外局として、通信・放送委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。
- 2 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とすること。
- 3 委員会は、その任務を達成するため、有線又は無線の通信施設に係る規律、電気通信業及び放送業に係る規律、電波の監理その他通信・放送分野に係る規律等に関する事務をつかさどること。
- 4 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織することとし、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。
- 5 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に關し、公正な判断をすることとがで、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
- 6 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができる。
- 7 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告すると

ともに、その概要を公表しなければならないこと。

8 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置くこととし、事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所及びその支所を置くこと。

9 その他所要の規定を設けること。

10 この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 議案の否決理由

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置し、その任

務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織をつかさどることとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

平成二十六年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電波法の一部を改正する法律案

十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改め、「その表示」の下に「第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。」を加え、同項の三十一条第四項とし、同条第二項中「前項第三十八

条の三十一第四項において準用する場合を含む。」、第三十八条の二十六、第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。」又は第三十

八条の三十五」を「第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）」を第三次

条の三十一第六項において準用する場合を含む。」、第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。」、第三十八条の三十五

又は第三十八条の四十四第三項」に改め、「無線設備」の下に「又は無線設備を組み込んだ製品を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができる。

第三十八条の十一第一項中「第一百三十条の二第三十四項」を「第二百三十二条の二第三十七項」に改める。

第三十八条の二十二第一項中「第三百三十条の七第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を加え、「同項」を「第三十八条の七第一項又は第三

八条の四十四第三項」に改める。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約百八十九億円と見込まれている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の三十八」を「第二節 特別特定無線設備の技術基準の三十八」を「第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八条の三十三—第三十九—第三十八条の四十八）」を「第三節 登録修理業者（第三十八条の三十九—第三十八条の四十八）」に改める。

第二十五条第一項中「の免許状」の下に「に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）」を加え、「（以下「免許状等」という。）」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）」を加える。

第三十八条の十一第一項中「第二百三十二条の二第三十四項」を「第二百三十二条の二第三十七項」に改める。

第三十八条の二十二第一項中「第三百三十条の七第一項」の下に「又は第三十八条の四十四第三項」を加える。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二

三 第四条第二号中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の三十八」を「第二節 特別特定無線設備の技術基準の三十八」を「第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八条の三十三—第三十九—第三十九—第三十八条の四十八）」に改める。

第二十五条第一項中「の免許状」の下に「に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）」を加え、「（以下「免許状等」という。）」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）」を加える。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二

四 第五条第一項中「の免許状」の下に「に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）」を加え、「（以下「免許状等」という。）」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）」を加える。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二

五 第五条第一項中「の免許状」の下に「に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）」を加え、「（以下「免許状等」という。）」を削り、「事項」の下に「若しくは第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）」を加える。

第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第六項及び第三十八条の三十八中「第三十八条の二

衆議院議長 伊吹 文明殿

総務委員長 高木 陽介

十三第一項中「同項」とあるのは「同条」とを削る。

第三章の二第二節の次に次の一節を加える。

第三節 登録修理業者

(修理業者の登録)

第三十八条の三十九 特別特定無線設備(適合表

示無線設備に限る。以下この節において同じ。)の修理の事業を行つては、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特別特定無線設備の範囲

四 特別特定無線設備の修理の方法の概要

五 修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することの確認(以下この節において「修理の確認」という。)の方法の概要

3 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準)

第三十八条の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

第三十八条の四十一 総務大臣は、前条第一項の登録を受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
(変更登録等)

二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

第三十八条の四十二 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の登録を受けなければならぬ。

一 第三十八条の三十九第二項(第一号を除く。)及び第三十九第一項の登録を受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(登録簿)

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
(登録修理業者の義務)

二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

第三十八条の四十二 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令で定める

務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条の二第五項(第一号を除く。)及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十

七」と、同項第三号中「前二号のいすれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各

項」とあるのは「前項、第二十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき(第一項の変更登録を受けたときを除く。)又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第一項(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいすれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四

三により、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無

線設備に修理をした旨の表示を付さなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第一項(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいすれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四

該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項において準用する第二十四条の二第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による登録修理業者の登録について、第三十八条の二第一項及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第三十四条の十一中「第二十

二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、「前条」とあるのは「第三十八条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態(以下この項において「地震等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二十二条の二第一項各号に掲げる無線通信(当該必要な通信に該当するものを除く)を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

第三十八条の五第三項、第三十一条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項

技術基準適合証明の業務

特定周波数終了対策業務

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項まで

の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。

第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削る。

第九十九条の十一第一項第一号中「第百三十三条の二第九項」を「第百三条の二第七項ただし書及び第二十一項」に改める。

第一百三条第一項中第二十一号を第二十四号とし、第十四号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げる、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者

十五 第三十八条の四十二第一項の規定による登録を申請する者

十六 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

十七 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

十八 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

十九 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十一 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十二 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十三 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十四 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十五 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十六 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十七 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十八 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

二十九 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十一 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十二 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十三 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十四 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十五 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十六 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十七 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十八 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

三十九 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

四十 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

四十一 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

四十二 第三十八条の二第一項の規定による登録を申請する者

第一百三条の二第一項中「に九千五百十四万八千九百円(別表第六の四の項を「を九千九百八十五万九千六百円(別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(一)、〇二五メガヘルツを超えて、一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超えて、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超えて、六四五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。)に係る広域専用電波にあつては六千二百十六万九千百円、同表の四の項に、「百七十七万四千九百円」を「二百万九千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千百円」に改め、同条第三項中「前項」の下に「及び第十九項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第七号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第五項及び第六項中「四百三十円」を「五百四十円」に改め、「及び当該無線局」を削り、「四百五十円」を「五百四十円」に改め、同条第四十二項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十一項中「第三十九項」を「第四十項」と改め、同項を同条第四十四項とし、同条二項に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第十四項を第四十三項とし、第三十九項を第四十二項とし、第三十八項を第四十一項とし、同条二項に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第十七項を第四十三項とし、第三十九項を第四十二項とし、第三十八項を第四十一項とし、同条二項に改め、同項第一号中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項第二号中「第二十九項又は第三十三項」を「第三十二項又は第三十六項」に改め、同項第三号中「第三十二項」を「第三十五項」に改め、同

項第四号中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「第二十四項」を「第二十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「第二十一項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第二十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条中第二十七項を第三十項とし、第二十六項を第二十九項とし、第二十五項を第二十八項とし、同条中第二十一項を第二十四項とし、同条第二十四項中「第三十二項」を「第三十五項」に、「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条中第二十一項を第二十四項とし、同条第二十四項中「第三十二項」を「第三十五項」に、「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項とし、同条中第二十一項を第二十四項とし、第二十項を第二十三項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、免許人の申請に基づき、当該免許人が第二十七項に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項を「第二十八項」に、「第二十二項」を「第二十一項」に、「第二十項」を「第二十二項」に、「次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として」を「前条第二項に規定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が」に改め、「には」の下に「当該無線局に関しては」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十八項」に、「以下この項及び第二十一項に」に、「第十八項後段」を「第二十一項後段」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第一項、第五項及び第六項」を「第一項及び第五項から第八項まで」に、「第八項」を「第十項」に、「金額とする」を「金額」と、第七項中「一局につき二百円」とあるのは「一局につき二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「二百円」とあるのは「二百円に特定周波数幅(当該同等特定無線局区分に係る上限額(二百円に、同等特定無線局区分に係る上限額(二百円に、同等特定無線局区分に係る上限額(二百円に、同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。)及び基準無線局数(電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定めるメガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。)を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかると、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の区分として総務省令で定める区分(以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」といふ。)ごとに当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において「開設している特定無線局の数(次項において「開

線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局(その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局)に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。)の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数(この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零)を超えたとき又は当該末日現在において開設している特定無線局(新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。)の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数(既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数)を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月(その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日)の属する月の前月)までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数

を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

第一百十二条第一号中「第三十八条の七第二項又は第三項」を「第三十八条の七第三項又は第四項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者

第一百十三条第十二号及び第十三号中「及び第三十八条の三十八」を「第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八」に改める。

第百六十二条第二十三号中「第六項、第十項、第二項、第十三項又は第二十一項」を「から第八項まで、第十項、第十三項又は第二十一項」に改め、同号を

乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る既納付額(当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十五項を次のように改める。

(電波利用料の特例)

五百三十三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一の二 地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のた

めに行う補助金の交付その他の援助」とする。

別表第四第一号中「第四号」を「第五号」に、「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第二号中「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験」を加え、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表第三号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 第二级総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した経験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十五項を次のように改める。

(電波利用料の特例)

五百三十三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一の二 地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のた

めに行う補助金の交付その他の援助」とする。

別表第四第一号中「第四号」を「第五号」に、「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に一年以上従事した経験」を加え、同表第二号中「調整又は」を「調整若しくは」に改め、「経験」の下に「又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験」を加え、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表第三号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 第二级総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技士(総務省令で定めるものに限る)の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に七年以上従事した絏験又は第二十四条の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した絏験を有すること。

別表第六(第二百三十三条の二関係)

		無 線 局 の 区 分		金 額	
		一 移動する無線局 (二の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。)	二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行つたために陸上に開設するもの(六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	三 千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六百円
一千九百円	四百四十七万四	一万六百円	三千八百円	一千八百円	一千八百円
ワットを超えるものの	ワットを超えるものの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの
が三十メガヘルツを超えるもの	が三十メガヘルツを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの
五ワットを超えるもの	五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの
ワットを超えるものの	ワットを超えるものの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

		二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行つたために陸上に開設するもの(六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)		五〇	
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一千九百円	四千二百円	一万六百円	八千七百円	六万四千三百円	九万三千六百円
ワットを超えるものの	ワットを超えるものの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワットを超えるもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

四 人工衛星局の中継により無線通信を行なう無線局(五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)		六千メガヘルツ以下のもの		六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの		三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの		三千メガヘルツ以上の電波を使用するもの		三千メガヘルツ以上の電波を使用するもの	
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二百四十万五千	三百円	二億六千二百六	十五万八千七百	一万円	十五万八千六百	一億五千六百二	三三百四十九万三千五百円	一千五百円	三千メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	二十一万六千九	百円	十萬七千七百	一億千六百九十	一千円	十萬千二百	一億五千六百二	一千五百円	一千五百円	六千メガヘルツ以下のもの	星局(八の項に掲げる無線局を除く。)
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二千四百円	九百円	四千二十九万千	六百六十七万五	九百円	二千二万四百円	一億九万千円	二千二万四百円	二千二万四百円	三千メガヘルツ以上のもの	人工衛星局(八の項に掲げる無線局を除く。)
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	四千二百九十万	八千円	二億百四十四万	四千二百八十九万	八千円	二千二百円	六百六十七万五	六百六十七万五	六百六十七万五	三千メガヘルツ以上のもの	星局(八の項に掲げる無線局を除く。)

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものの(八の項に掲げる無線局を除く。)		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三千六百六十万	七百三十三万三	七百三十三万三	七万四千百円	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	一千四百六十六万	三千六百	三千六百	七百三十三万三	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	四十九万一千四百	八百円	八百円	一千二百円	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千二百円	九百円	九百円	一千二百円	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円	二十一万六千九	百円
設置場所が第一地域の区域内にあるもの	一千五百九十九万九千九百六十	八千三百九十二	八千三百九十二	一万六千九百九	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円
設置場所が第二地域の区域内にあるもの	一千五百九十九万九千九百六十	八千三百九十二	八千三百九十二	一万六千九百九	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一千五百九十九万九千九百六十	八千三百九十二	八千三百九十二	一万六千九百九	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	一千五百九十九万九千九百六十	八千三百九十二	八千三百九十二	一万六千九百九	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円	十九万二千三百	百円

九 その他の無線局	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(二の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	その他のもの					
			六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの
五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの	五百四メガヘルツ以下の中継放送をするもの
三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの	三千メガヘルツ以下の電波を使用するもの
五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの	五百四メガヘルツ以下の電波を使用するもの

の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	放送の業務の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。)	他のもの		
						ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの
設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの	ハertzを超えるもの

官 報 (号 外)

平成二十六年四月四日

衆議院会議録第十四号 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

備考	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	五千八十六万五 千三百円	九千二百円
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。	設置場所が第二地域 の区域内にあるもの	三三百四十四万三 千四百円	五千八十六万五 千三百円
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域を除く。)をいう。	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	二億五千百四十 七万三千円	二億五千百四十 七万三千円
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域(第四地域を除く。)をいう。	設置場所が第一地域 の区域内にあるもの	一千二百五十七万 八千五百円	一千二百五十七万 八千五百円
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。	設置場所が第三地域 の区域内にあるもの	一千四万二千三百 九百四十三万五 千五百円	一千四万二千三百 九百四十三万五 千五百円
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。	設置場所が第四地域 の区域内にあるもの	二万三千円	二万三千円
六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超える三千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超える三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 六百円

ロ 二の項に掲げる無線局 五百円

ハ 三の項に掲げる無線局 二万四百円

二 四の項に掲げる無線局 三千九百円

ホ 九の項に掲げる無線局 千百円

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる

十 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失すこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用者の電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇一九五」を「〇・〇二八八」に改め、同表の二の項中「〇・〇五〇一」を「〇・〇四八五」に改め、同表の三の項中「〇・四五四六」を「〇・四五九〇」に改め、同表の四の項中「〇・〇二四三」を「〇・〇二三八」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六四」を「〇・〇一六一」に改め、同表の六の項中「〇・一九五」を「〇・一一〇三」に改め、同表の七の項中「〇・一六五二」を「〇・一六五四」に改め、同表の八の項中「〇・〇四〇四」を「〇・〇三九八」に改め、同表の九の項中「〇・〇一二六」を「〇・〇一一〇」に改め、同表の十の項中「〇・〇七〇八」を「〇・〇六九七」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七五」を「〇・〇〇七六」に改め、同表の十二の項中「〇・五五八六」を「〇・五六〇一」に改め、同表の十三の項中「〇・四四一四」を「〇・四三九九」に改め、同表の十五の項中「〇・一二七三」を「〇・一二九五」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八二六」を「〇・〇八二七」に改める。別表第八を次のように改める。

別表第八(第百三条の二関係)

無線局の区分		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	金額
一	二					
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち、電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	空中線電力が十ミリワット以下のもの	二千七百八十円	二千六百五十円	五百二十円	三百四十円	二千七百八十円
二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	空中線電力が十ミリワットを超えるもの	四万五千三百円	二万四千七百円	八千二百円	四千二百円	二万四千七百円
備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの
	千六百五十円	四千二百円	八千二百円	二万四千七百円	四千二百円	二千六百五十円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条第一項、第三十八条の五第三項、第五十三条及び第七十一条の三の二第十項の表の改正規定並びに附則第十五項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定

二 第三十八条の七の改正規定(同条第三項中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める部分を除く)、第一百三条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第一百三条の二第十二項の改正規定(第一項)を「第十二項」に改める部分を除く)並びに第一百十二条第一号及び別表第四の改正規定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規定(特定機器に係る適合性評価手続の結果の

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 電波利用料制度の見直し関係

(一) 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。

(二) 広域専用電波を使用する第一号包括免許人が電波利用料として同等の機能を有する無線局の区分ごとに国に納めなければならない金額について、上限額を設けること。

(三) 免許人の申請に基づき、広域専用電波に係る電波利用料を延納させることができる

二 議案の可決理由

電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合

の検査を行う者に求められる資格について見直しを行うこと。
6 登録検査等事業者等において、無線設備等の検査を行う者に求められる資格について見直しを行うこと。
7 その他所要の規定の整備を行うこと。
8 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

額の算定に当たること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

二 我が国の経済及び社会の活性化のため、スマートメーターやM2M等の電波利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課題の解消に向けて検討を行うこと。

三 豪雨や豪雪などの災害が発生しており、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、災害時に住民及び関係機関に対して迅速、正確かつ高度な情報の伝達を可能とするよう、通信手段の整備等に努めること。また、ラジオ放送は国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供に重要な手段であることから、難聴の解消に当たっては万全を期すこと。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十六年度一般会計予算に十一億八千万円が計上されている。

四 周波数の競売については、免許手続の透明化

や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聽取し、総合的に検討を行うこと。

平成二十六年四月三日
右報告する。

衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕
電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に係る手数料を免除することとする。

3 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備を組み込んだ製品の製造業者等が、その特定無線設備に付されている技術基準適合証明等の表示を製品に適切に転記することができる

4 携帯電話端末等の適合表示無線設備の修理業者が、電波特性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることができる」とすること。

一 今後の電波利用料の見直しに際しては、第四世代携帯電話などの新たな無線システムの導入などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料